

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

		連 事 年	結 業 度	法人名						
試験研究費の総額	試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(三)付表一「1」の合計)	1	円		差引当期税額基準額残額 (8) - (9) - (16)	19	円			
	平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(六)「5」の合計)	2			連結繰越税額控除限度超過額 (30の計(総額+特別))	20				
	試験研究費割合 $\frac{(1)}{(2)}$	3			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (19)と(20)のうち少ない金額 (1) ≤ ((27)、(28)又は(29))の場合は0)	21				
	係る連結税額控除割合 (3) ≥ 10% の場合	4	0.1		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十一)「6の②」+「7の②」)	22				
		(3) < 10% の場合 $(3) \times 0.2 + \frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	5		当期繰越税額控除額 (21) - (22)	23				
				法人税額の特別控除額 (1) + (18) + (23)	24					
額に係る税額控除					繰越税額控除の計算に関する明細					
	税額控除限度額 (1) × (4) 又は (1) × (5)	6	円		前期超過要件に係る前連結事業年度の試験研究費の額の合計額の計算 連結親法人の事業年度の月数が異なる場合 連結親法人の事業年度の月数がない場合 上記以外	試験研究費の額の合計額 (前期の(1))	25	円		
	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	7				$\frac{\text{当該連結親法人事業年度の月数}}{\text{前連結親法人事業年度の月数}}$	26	円		
	当期税額基準額 $(7) \times \frac{20 \text{又は} 30}{100}$	8				改定試験研究費の額の合計額 (25) × (26)	27	円		
	当期税額控除可能額 (6)と(8)のうち少ない金額	9			改定試験研究費の額の合計額 (各連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計額)	28				
	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十一)「8の②」)	10			試験研究費の額の合計額 (前期の(1))	29				
	当期税額控除額 (9) - (10)	11			連結事業年度又は事業年度	区分	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (30) - (31)	
							30	31	32	
	特別試験研究費に係る税額控除	特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(六)「7の計」の合計)	12			平	総額	別表六の二(三)付表二「36の①」	円	
		特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100} - ((4) \text{又は} (5))$	13			平	特別	別表六の二(三)付表二「36の②」		
特別研究税額控除限度額 (12) × (13)		14	円		平	総額	別表六の二(三)付表二「36の①」		外 円	
当期税額基準額残額 (8) - (9)		15			平	特別	別表六の二(三)付表二「36の②」		外	
当期税額控除可能額 (14)と(15)のうち少ない金額		16			計	総額				
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十一)「9の②」)		17				特別				
当期税額控除額 (16) - (17)		18			当期分	総額	(6)	(9)	外	
				特別		(14)	(16)	外		
				合計	総額					
					特別					

別表六の二（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項から第3項まで（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同法第68条の9の2第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「試験研究費の額の合計額1」は、各連結法人の試験研究費の額に措置法第68条の14第6項（国家戦略特別区域における連結法人の機械等の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第25条の5第1項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合には、当該各連結法人の措置法令第39条の44第3項（国家戦略特別区域における連結法人の機械等の特別償却等）又は第27条の10第4項（国家戦略特別区域における機械等の特別償却等）に規定する特別償却実施額及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「震災特例法令」といいます。）第22条の5第1項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）又は第17条の5第3項（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）に規定する特別償却実施額の合計額を同欄の上段に内書として記載します。

この場合において、
「同上のうち当期繰越税額控除可能額
（(19)と(20)のうち少ない金額）²¹の記載に当たっては、当該内書として記載した金額を「(1)」から控除します。
- 3 「当期税額基準額
(7) × $\frac{20 \text{又は} 30}{100}$ 」⁸ は、連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。）が平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各連結事業年度にあつては「20又は」を消し、その他の連結事業年度にあつては「又は30」を消します。
- 4 「試験研究費の額の合計額25」、「改定試験研究費の額の合計額28」及び「試験研究費の額の合計額29」の記載に当たっては、各連結法人の試験研究費の額に措置法第68条の14第6項に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合及び震災特例法第25条の5第1項に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合には、当該各連結法人の試験研究費の額から措置法令第39条の44第3項又は第27条の10第4項に規定する特別償却実施額及び震災特例法令第22条の5第1項又は第17条の5第3項に規定する特別償却実施額の合計額を控除した金額の合計額を記載します。
- 5 「翌期繰越額32」の各欄の外書には、措置法第68条の15の7（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（震災特例法第25条の4第1項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）又は平成24年改正法附則第34条第2項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に、別表六の二（二十一）又は別表六の二（二十一）付表の「調整前連結税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。